

県立学校家族休暇制度の試行について

令和7年7月18日

県立コザ高等学校 定時制課程

県教育庁県立学校教育課

1 目的

沖縄県は、観光産業の発展等により、宿泊業や飲食業を始めとした第3次産業従事者の割合が全国と比べ高く、保護者の仕事の休日と学校の休業日が合わない家庭が多いと考えられていることから、子どもたちの平日の休暇取得を推奨し、家族で過ごす時間を確保するため、「県立学校家族休暇制度」を試行的に導入します。

2 制度の概要

保護者の責任のもとで、幼児児童生徒が平日に休暇を取得し、家族で過ごす時間を確保するための制度です。取得した日は欠席にはならず、出席停止・忌引等として取り扱います（別途定める「取得できない日」を除く）。

3 試行期間

令和7年10月6日～令和8年3月18日【令和7年度 後期】

4 対象者

県立学校の幼児・児童・生徒

5 取得できる日数

試行期間中3日まで（1日単位・分散取得可）

6 取得日の取扱い

出席停止・忌引等（欠席にはなりません）

7 取得できない日（※ 別紙「令和7年度後期行事予定表」参照）

(1) 学級・HR、学年、学校全体の活動がある日

① 始業式・修了式・入学式・卒業式・その他学校行事のある日

② 定期考査等各種テストの実施日

(2) その他、学校が定める日

8 取得できない者

本制度を利用することで出席日数不足・出席時数不足となる場合は休暇を取得できません。
詳しくは、Q&Aをお読みください。

9 対象となる活動

保護者ととともに過ごす活動であること以外、特に制限はありません。

10 届出手続き

(1) 通常の欠席届と同様に、①スクリレもしくは②電話連絡にて届け出てください。

①スクリレの場合：[欠席/早退/遅刻]から、内容：[その他]を選択し、理由：[家族休暇○日]と入力して下さい。(※「○」には、1～3の日数を入れて下さい。)

②電話連絡の場合：定時職員にその旨をお伝え下さい。

11 届出期限

取得希望日の1週間前までに申し出てください。

(※ 出席日数不足・出席時数不足の場合には取得できませんので、ご注意下さい。)

12 授業への対応

自主学习での対応となり、補習等は行われません。授業のプリント等については担当の先生に問い合わせてください。

13 給食について

給食費は、学籍状況が変更(休学/退学)となる場合においてのみ返納しています。制度利用に伴う欠食分の給食費返納は対応できませんので、ご了承ください。

14 安全確保

家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であることから、取得に際しては、保護者の皆様に幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。また、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。

15 アンケートの実施

本制度の効果・課題等を把握するため、1～3月頃を目途にアンケートを実施する予定です。その際には、ご理解とご協力の程、よろしくお願い致します

※ 本校定時制課程HP【 <http://www.koza-h.open.ed.jp/teiji/index.html> 】にも資料を掲載しておりますので、こちらをご覧ください。